

埼玉県立狭山特別支援学校狭山清陵分校 部活動に係る活動方針

令和5年4月1日

◆ 活動の基本方針

- 部活動は、学校教育の一環として、生徒を対象に実施する教育活動であり、障害の実態や発達段階を考慮し、体力の向上や健康の増進を含めた豊かな人間関係を育てることを目的とする。
- 部活動を通して経験し、学んだことを社会性の向上や卒業後の余暇活動及び生涯スポーツの取り組みにつなげていく。

◆ 指導体制の整備について

- 部活動顧問は、部の年間・月間の活動計画と活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 部活動顧問は、適切な言葉かけや支援等により、生徒との信頼関係を築くとともに、生徒にとって過度に精神的・肉体的な負担とならないよう指導に留意する。
- 管理職は、適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談する。

◆ 具体的な活動の進め方について

- 部活動顧問は、生徒の実態把握を適切に行い、その実態に応じた活動内容を設定し実施する。
- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 生徒間のいじめやトラブル等防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭も連携を図る。
- 教職員、生徒が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修会を行う。
- 部活動費用（部費）などを徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適切な処理を実施する。

◆ 適切な休養日等の設定について

- 学期中は、原則として週2日（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上）の休養日を設定する。
- 1日の活動時間は、平日は1時間程度、休業日は2時間程度とする。ただし、練習試合や合同練習はこの限りではない。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準ずるとともに、連続する休養日を設定する。
- 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等精査し、負担軽減を図る。